

今後の我が国のウクライナ支援について

平成26年3月24日

外務省

財務省

経済産業省

現下のウクライナ情勢を踏まえ、以下の通り、今後最大約1,500億円の支援を行なう。

● ウクライナ政府による経済改革へのコミットを受けた円借款

・世銀等との協調融資による財政支援型円借款

国際通貨基金（IMF）等を中心とした国際的な支援枠組みの下、世界銀行（世銀）による支援と連携しつつ、ウクライナの経済改革に必要な資金を、各国・機関との適切な分担の下で供与。そのため、IMF プログラムの策定を前提とし、世銀融資と協調して、最大で100億円の開発政策借款を供与する。

・ボルトニッチ下水処理場改修事業

首都キエフ市住民の衛生環境・居住環境の改善を目的として、同政府の「ボルトニッチ下水処理場改修事業」に対して最大で1,100億円の円借款を供与する。

● 日本貿易保険（NEXI）によるクレジット・ラインの設定

我が国のウクライナに対する国民生活の安定に向けた財・サービスの輸入を支援するため、短期貿易保険の引受けを継続し、2年間で300億円の引受枠を設定する。

● ノンプロジェクト無償資金協力

ウクライナ政府が必要な医療機材等の購入資金3.5億円を無償で供与する。

● 日本・EBRD 協力基金による技術協力支援及び JICA 研修事業

ウクライナがマクロ経済、エネルギー、民間セクターといった分野での課題に対処することを支援するため、日本・EBRD（欧州復興開発銀行）協力基金を活用した EBRD による技術協力の支援及び独立行政法人国際協力機構（JICA）による研修等の技術協力事業を行う。